

須賀川市

成年後見支援センターのご案内

須賀川市成年後見支援センターでは、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により意思決定が困難であっても、成年後見制度や権利擁護に関する事業を活用することで、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように支援します。

利用対象者

須賀川市内にお住まいの方、そのご親族
須賀川市から支援を受けている市外在住の方など

成年後見制度の総合相談

判断能力が十分でない方や、そのご家族、支援者のご相談をお聞きし、制度や手続きについてご説明します。

成年後見制度の利用促進

実際に成年後見制度を利用するにあたって、具体的な助言や申し立ての支援を行います。

成年後見制度の利用支援

成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、申し立てを行う親族がいない場合や、後見人に支払う報酬が不足している際の支援を検討し、関係機関につなぎます。

後見人の支援

後見人になられた方からの、被後見人に対する今後の支援を進めていくための手法などに関する相談を受け付けます。

須賀川市成年後見支援センターでは、社会福祉協議会や地域包括支援センター、基幹相談支援センターとともに成年後見制度の利用を考える方の相談を受け付けています。

このため、当センター以外にも、これまでに様々な相談をしていた既に馴染みがある機関への相談も可能ですので、ぜひ相談しやすい機関の窓口へ相談をお寄せください。

須賀川市社会福祉協議会

☎ 0248-88-8211

各地域包括支援センター

須賀川中央地域包括支援センター
(須賀川、浜田地区) ☎ 0248-88-8215

須賀川西部地域包括支援センター
(西袋、稲田、仁井田地区) ☎ 0248-75-3222

須賀川東部地域包括支援センター
(小塩江、大東地区) ☎ 0248-79-1551

長沼・岩瀬地域包括支援センター
(長沼、岩瀬地区) ☎ 0248-67-3113

すかがわ地方基幹相談支援センター

☎ 0248-94-7094

須賀川市成年後見支援センター

〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135番地
E-mail:kouken@city.sukagawa.fukushima.jp
TEL : 0248-88-9178
FAX : 0248-88-8119



須賀川市公式LINE

物忘れが増え、
お金の管理が
不安になった

身寄りがなく、
介護サービスの
契約ができない

自分の死後、
障がいを持つ
こどもが心配

訪問販売や
悪質商法の被害を
頻繁に受けている

このような悩みを感じたら

須賀川市 成年後見支援センター

へご相談ください

そもそも成年後見制度とは…？

認知症や障がいなどによって、判断能力が不十分な方の財産や権利を守るため、支援者を選び、法的に支援する制度です。詳しくは内面をご覧ください。

3 すべての人に
健康と福祉を



成年後見制度とは

任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ自ら選んだ人（任意後見人）に、自分の判断能力が低下した場合にしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

法定後見制度

既にご本人の判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。
ご本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

	任意後見	法定後見		
		補助	保佐	後見
対象者	将来に備える方	判断能力が不十分な方へ	判断能力が著しく不十分な方へ	判断能力が欠けているのが通常の状態の方へ
内容	判断能力があるうちに任意後見人を選定	一部の契約・手続等の同意・取消や代理	財産上の重要な契約等の同意・取消や代理	すべての契約等の代理・取消 ※日常生活に関する行為は除く
後見人等	自分で選んだ人を任意後見人にすることができる	家庭裁判所が補助人、保佐人、成年後見人を選任 （本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、福祉関係の法人やその他の法人）		

※成年後見人等は次のことはできません。
手術や医療の同意・本人が亡くなった場合の喪主や葬儀の執り行い・本人の保証人・直接的な介護

例えば
後見人等は次のような
困りごとに対応します

困りごと①

判断能力が不十分で、契約や手続きが滞ってしまっています。

対応方法①

成年後見人等が本人に代わって、契約や手続きをすることができます。

困りごと②

物忘れなどで正しい判断ができず、だまされて借金を繰り返したり、不当な契約を結ばされたりしています。

対応方法②

成年後見制度を利用していると、成年後見人等が不当な契約を取り消してくれます。

困りごと③

寝たきりの母の年金が、同居の家族に勝手に使われているようで心配です。

対応方法③

後見人等によって預貯金や年金などの財産管理が行われると、ご本人以外の方が勝手にお金を使うことができなくなります。